

6 保医保健第 1 6 7 号
令和 6 年 5 月 3 0 日

品川区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局保健政策部長
小 竹 桃 子
(公印省略)

令和 5 年東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会における意見について
(令和 5 年度がん検診の実施状況・令和 3 年度実施分精密検査受診率)

日頃より、東京都の保健衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添)(以下、「指針」という。)では、都道府県が設置する生活習慣病検診等管理指導協議会のがんに関する部会において、区市町村が行うがん検診の評価、指導等を実施することが求められています。

先般、令和 5 年度第 2 回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会(以下、「がん部会」という。)において「東京都におけるがん検診精度管理評価事業(令和 5 年度実施分)」による調査結果について評価したところ、貴自治体におけるがん検診の実施状況・精検受診率について別紙のとおり意見がありましたので通知します。

精密検査受診率向上・指針外検診の見直し・精度管理の向上に向けた取組に関する意見交換のため、令和 6 年度にいくつかの区市町村を個別訪問する予定です。対象となった区市町村には別途御連絡しますので、御理解御協力の程、よろしくお願いいたします。

【担 当】

東京都保健医療局保健政策部健康推進課
成人保健担当 鈴木、櫻井、原

電 話: 03-5320-4363

メール: S1150302@section.metro.tokyo.jp

東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会意見

1 科学的根拠に基づくがん検診の実施

がん死亡率減少効果と不利益の対比の観点から、国の指針で推奨されたがん検診手法を東京都でも推奨しています。

東京都においては、都内自治体の皆様の御協力の下、指針外検診が減少傾向にありますが、指針外検診を実施している自治体につきましては、指針に沿ったがん検診の適切な実施をお願いします。

【貴自治体で実施している指針外の検査項目及び対象者】

がんの種類	指針外の検査項目及び対象者等	理由	がん部会からの意見
胃	ペプシノゲン検査 及びヘリコバクター ピロリ抗体検査 (50,55,60,65,70,75 歳で過去に当該検査を受診していない者)	指針外の検診 方法に該当する ため	死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。
肺	胸部 CT(低線量) 選択制	指針外の検診 方法に該当する ため	死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。
乳	・超音波検査 (34,36,38 歳) ・超音波検査(40 歳以上の偶数年齢 のマンモグラフィ受 診者に希望により 追加)	指針外の検診 方法に該当する ため	死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。
その他	前立腺がん関連検査	指針外のがん 検診の種類に 該当するため	死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。
	喉頭がん関連検査	指針外のがん 検診の種類に 該当するため	国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。

作成元：令和5年度実施「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」実施状況調査(令和5年度検診実施分)

※「指針外の検査項目及び対象者等」には、国の指針で示されている以外の検査項目や対象者等に検診を実施している場合、その内容を記載しています。

※ 指針外検診の問題点については、参考資料2を御覧ください。

○指針で定める区市町村で実施するがん検診の内容（令和5年度末現在）			
種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
肺がん検診	質問（問診）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上 ※喀痰細胞診は50歳以上で喫煙指数600以上の者	年1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診 必要に応じてコルポスコープ検査	20歳以上（女性）	2年に1回
乳がん検診	質問（問診）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ） ※単独での視診、触診は推奨しない	40歳以上（女性）	2年に1回

厚生労働省ホームページより引用（一部改変）

《科学的根拠に基づくがん検診に関する参考資料》

（１）各がん検診ガイドラインと国指針のがん検診の推奨内容の変遷【参考資料１】

（２）各がん検診の推奨される方法とその根拠【参考資料２】

①：「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン 2014 年度版」「胃がん検診の推奨グレード」

②：「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン」「肺がん検診の推奨レベル」

③：「有効性評価に基づく大腸がん検診ガイドライン」「大腸がん検診の推奨レベル」

④：「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」「子宮頸がん検診の推奨グレード」

⑤：「有効性評価に基づく乳がん検診ガイドライン 2013 年度版」「乳がん検診【推奨のまとめ】」

⑥：「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」

「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン ERSPC・PLCO に関する更新ステートメント」

「前立腺がん検診の推奨グレード」

（３）国立がん研究センター社会と健康研究センターホームページ「がん検診の有効性評価」

<http://canscreen.ncc.go.jp/assessment/index.html>

2 がん検診精密検査受診率の向上

精検受診率の向上には、精検未受診率と精検結果未把握率とを正確に区別した上で比較し、いずれか高い指標を優先して改善していくことが重要です。

「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」で定めた「がん検診精検受診率 90%」の目標値達成の取組を一層推進していくため、昨年度に引き続き、精検受診率を重点改善指標とし、改善に向け取り組んでいくようがん部会より意見がありました。

貴自治体におかれましては、下表のとおり、精検受診率が許容値未満のがん検診がありましたので、下記（１）及び《精検受診率向上に向けた参考資料》を参考に、該当指標値の改善に向けた取組を検討してください。また、精検受診率が許容値に満たない要因の分析、精検受診率の向上に向けた今後の取組等について、（２）のとおり東京都宛に御報告ください。

【がん検診精密検査の状況】

精検受診率未達成の集団検診の色分け	精検受診率未達成の個別検診の色分け
精検受診率0%の色分け	

		胃(エックス線)			胃(内視鏡)			肺			大腸			子宮頸			乳		
		許容値:70%以上			許容値:70%以上			許容値:70%以上			許容値:70%以上			許容値:70%以上			許容値:80%以上		
区市町村	実施方法	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検結果未把握率
品川区	集団	未実施			未実施			未実施			未実施			未実施			未実施		
	個別	88.9%	7.9%	3.2%	96.3%	0.9%	2.9%	86.8%	2.8%	10.4%	60.8%	17.0%	22.3%	78.1%	5.0%	16.9%	94.0%	0.5%	5.5%

作成元：令和5年度実施「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」結果入力シート(令和3年度検診実施分)

貴自治体は**類型Ⅰ(精検未把握率高値タイプ)**です。

下記の(1)精検結果未把握率を下げるための取組をご参考ください。

※類型の詳細は最終頁をご覧ください。上記の表で示されている許容値は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会 平成20年3月)に示される許容値を指します。

※がん種毎に高い指標値が異なる場合は、該当するがん種が多い指標値を優先的に改善してください。
また、同数の場合は精検結果未把握率を優先して改善してください。

※ 都内全自治体のプロセス指標等を記載したデータ一覧については、東京保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」にて東京都生活習慣病検診管理指導協議会令和5年度第2回がん部会資料として令和6年5月～6月頃掲載予定です。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/04gan2.html>

(1) 精検結果未把握率を下げるための取組

ア 精検結果把握体制の構築

- ・精検結果報告書(東京都統一様式)や都指針掲載の様式類の導入
- ・精検結果回収ルートの整備

都内の状況をみると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。

例1) 精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告

例2) 精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告

- ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記(例：精検実施日から1か月以内に返却など)
- ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する(例：3か月、6か月、1年後の計3回の確認など)。

・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精検機関に配布しておく。

イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示

精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。

<参考>「事業評価のためのチェックリスト(市区町村用)」の関連項目

精検受診率向上に対応するチェックリスト項目です。取組の参考にしてください。

市区町村の役割	対応するチェックリスト項目
① 精検受診の有無の把握	個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか
	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか
	精検受診率を集計しているか
	精検未受診率と未把握率を定義に従って区別し、集計しているか
② 精検未受診者に対する受診勧奨	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）※の一覧を提示しているか※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること
	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか
③ 精検受診率の分析	精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
	精検受診率を検診機関別に集計しているか
	精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

参考 国立がん研究センターがん対策情報センター

「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル＜第2版＞」IV章 精検受診の有無の把握と受診勧奨

（2）取組報告

精検受診率の向上に向け、以下のとおり御報告いただくようお願いいたします。

ア 報告方法

別添「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組について（報告）」に、精検未受診率又は精検結果未把握率が低い要因を記入し、（1）及び下記《精検受診率向上に向けた参考資料》を参考として今後の取組を記入してください。

また、昨年度の同報告において、「今後の取組」に御記入いただいた内容で、既に実施している取組がありましたら、併せて御記入ください。

（昨年度の御回答いただいた内容については、下記《精検受診率向上に向けた参考資料》

における（4）令和5年度「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組について」区市町村報告内容一覧を御確認ください。）

イ 報告期限

令和6年6月14日（金曜日）

ウ 報告先

東京都保健医療局保健政策部健康推進課 成人保健担当 精度管理ライン宛

メールアドレス：S1150302@section.metro.tokyo.jp

エ 報告の目的

精検受診率が低値である原因を当該区市町村が自ら調査し把握することにより、地域の実情に応じた効果的な取組を提案していただき、都においてその取組の進捗状況を確認するため。

また、実際に精検受診率向上に寄与した取組について区市町村に共有することで都全体の精検受診率向上に繋げるため。

《精検受診率向上に向けた参考資料》

- (1) 「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル＜第2版＞」
(国立がん研究センターがん対策情報センター)
https://ganjoho.jp/med_pro/pre_scr/screening/screening_manual.html
- (2) 「がん検診精度管理向上の手引き（平成25年3月）」（東京都福祉保健局）
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi/pdf/2013/tebiki01.pdf>
- (3) 「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組事例集（令和3年3月）」
(東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健担当)
- (4) 令和5年度「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組について」区市町村報告内容一覧

3 その他

- (1) 東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）において、都道府県はがん等の動向を把握し、また市町村、検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために協議会を設置するものとしており、東京都では当該協議会設置の上、がん検診に係る評価を行うためにがん部会を設置しています。

これまでの部会の議事録は下記にて公表しています。

○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> 東京都の取組について：区市町村・医療機関向け事業>生活習慣病検診管理指導協議会
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/>

- (2) 「東京都がん検診精度管理評価事業」について

東京都では、区市町村が行うがん検診における精度管理を充実させるとともに、東京都全体のがん検診事業の評価を行い、もってより精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的に、「東京都がん検診精度管理評価事業」を実施しています。

毎年夏から秋にかけてがん検診の実施状況等について調査を行い、がん部会での評価を経て結果をホームページに公表しています。

○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」>がん検診に関する統計や調査について：がん検診の統計データ・調査>統計データ(受診率・検診受診率等)のページで公表しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/toukei/data/>

精密検査受診率による分類の定義

類型	呼称	定義
I	精検未把握率高値タイプ	精検受診率が許容値未満の検診の中で、 未把握率 > 未受診率である検診が半数以上の自治体
II	精検未受診率高値タイプ	精検受診率が許容値未満の検診の中で、 未受診率 > 未把握率である検診が過半数の自治体
III	精検未受診者数未把握タイプ	精検受診率が許容値未満の全てのがん検診で 精検未受診率 0 % = 精検未受診者数未把握の自治体
IV	要精検者数未把握タイプ	実施する全てのがん検診で要精検者数未把握の自治体
V	精検受診率許容値達成タイプ	実施する全てのがん検診で精検受診率が許容値達成している自治体

※実施しているがん検診で要精検者 0 人の場合は上記類型に含めない

類型判別のフローチャート

各自治体が指針に沿って実施しているがん検診について

